

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する 取扱い規程

(昭和56年8月制定)

改正 平成16年5月28日規程第1号 平成23年3月25日規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年8月制定。以下「条例」という。)並びに相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和56年8月制定。以下「規則」という。)の取扱いについて、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(処理計画及び公示)

第2条 条例第4条に規定するし尿の処理計画は、市町村の処理計画により検討協議の上代表理事が定め公示するものとする。

(収集運搬の委託)

第3条 規則第5条第1項の申請書の提出については、関係市町村長の適格証明書(第1号様式)を添付しなければならない。

(申請事項の変更等)

第4条 規則第6条の届書については、関係市町村及び委託業者の協議により代表理事が決定する。

(許可の取消し等)

第5条 規則第13条により代表理事が取消し、又は停止を命じる場合には、関係市町村長と協議の上決定するものとする。

(委託料の支払)

第6条 業者が委託料の支払を受けようとするときは、投入証明書(第2号様式)を代表理事に提出しなければならない。

(処理申込の決定)

第7条 規則第3条の申請に対する決定は、市町村長がこれを行う。

(し尿使用)

第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第13条の規定に適合した方法によるし尿使用については、市町村長のし尿使用申請書(第3号様式)により代表理事が許可書(第4号様式)によって許可するものとする。

(緊急くみ取り)

第9条 天災その他特別の事情によるし尿くみ取りについては、緊急くみ取り実施要綱により行うものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則(平成16年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現になされた許可、変更、決定その他の処分又は、申請、届出その他の手続については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規程第1号）
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

第1号様式

平成 年 月 日
第 号

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

住所

市町村名

市町村長

印

適 格 証 明 書

下記の者当市町村し尿処理業者として適格者であることを証明する。

記

業者 住 所
氏 名

第2号様式

投 入 証 明 書		
業者名		
投入年月日	一般搬入量	
	公 投入量	
	緊 投入量	
	合 計	

相楽郡広域事務組合

第3号様式

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

申請者 住 所
氏 名

印

し尿使用申請書

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する取扱い規程第9条の規定により、肥料としてし尿使用許可願いたく申請いたします。

記

使用場所

使用希望数量

使用希望年月日

備考

市町村経由

平成 年 月 日

市町村長氏名

印

平成 年 月 日

許 可 書

相広指令第 号
年 月 日

申請者 住 所
氏 名

相楽郡広域事務組合
代表理事

印

平成 年 月 日付で申請のあつたし尿使用については、つぎの条件をつけて許可する。

条 件

- 1 貯留槽（野つぼ）に蓋をすること。
- 2 使用后直ちに覆土すること。
- 3 その他生活環境に係る被害の生じないよう十分留意すること。